

令和元年度第9回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和元年12月9日(月)午後 2時30分開会
- 2 場所 佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室
- 3 出席委員(14名)

3番 鈴木孝徳	4番 石渡文久
5番 三須健行	7番 長澤正昭
8番 山崎宏	9番 羽根井直子
10番 石田和久	11番 椎名稔男
12番 兼坂仁	13番 木内正夫
14番 眞野文雄	15番 三門増雄(議長)

書面表決委員(2名)

- | | |
|--------|--------|
| 1番 清宮正 | 2番 渡貫茂 |
|--------|--------|

- 4 欠席委員(0名)

- 5 議事日程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名人の選任
- 第3 議案審議

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	令和元年度第9次農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について

- 6 農業委員会事務局職員

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 湯浅明弘 |
| 主査 | 飯田啓市 |
| 主査 | 相川正巳 |

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻前でございますが、皆様お集まりですので、ただいまより、令和元年度第9回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

一点目でございますが、次回の総会でございますが、1月9日（木）を予定しております。

続いて2点目でございますが、農業委員と農地利用最適化推進委員の合同研修会でございますが、2月12日（水）を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。追って、案内を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3点目でございます。資料の訂正でございます。総会議案の1ページをお願いいたします。第3項の義務者が■■■■さん権利者が■■■■■■■■です。そちらの権利の内容ですが、賃借権の移転となっておりますが、正しくは賃借権の設定となります。訂正をお願いします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方には、大変お忙しい中、総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日も、慎重な審議の程をお願いします。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は14名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第9回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2項～第5項及び議案第2号第3項及び第4項については申請人を呼んであります。

また、関連する案件ですので、一括審議といたします。

それでは、議案第1号第2項～第4項及び議案第2号第3項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

発言をする際は議長の許可を得てからをお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 皆さんこんにちは、■■■■■■■■■■の農地申請と、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の営農型の太陽光発電施設の申請をさせていただきました、■■■■■■■■■■と申します。本日はよろしく願いいたします。

こちらは、■■■■■■■■■■の役員をしていただいている、■■■■の農家の■■■さんです。よろしく願いいたします。申請について概要の説明をさせていただきます。新規就農ですが、■■■の農地を約4反部、■■■■の農地を約2反部で、賃借権で申請させていただいております。耕作する作物は、里芋を計画しております。年間収量が6,300kg、年間の売上金額471万円の計画となっております。法人としては新規就農ですが、■■■さんに入っていて、農業の指導をしていただいで、経営して行く次第でございます。また、新規就農にあたって、千葉県農業会議の方にご指導を頂きまして、法人設立、就農の準備をいたしました。また、実務に関しては千葉県の農業改良普及員の指導も受けられるように進めていきたいと考えております。次に■■■■の2反の農地に関してですが、農地の上に、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■が太陽光発電施設を設置いたします。そのための、区分地上権の設定申請です。また、パネルの支柱の部分の一時転用の申請も併せて行っております。申請書の資料として添付させていただいておりますが、千葉県の■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■で施工運用されていて、1割以下の収量の実績がある施設と同じものを使用いたします。その下で栽培するのも、半陽性の里芋ですので、パネルの下でも栽培出来るものと想定しております。太陽光の発電施設の内容としましては、275Wのパネル264枚70.4K、いわゆる低圧です。一時転用の支柱は直径約7センチ程の杭が78本、直径15センチの引き込み中が1本、合計、0.37㎡、一時転用の期間が3年間で申請しております。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありました

キを栽培する予定でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。新規の方の密度、どの位、植えられるのですか。

○議長 申請人

○申請人 太陽光の下ですので、6㎡に1本、60本植えるものです。サカキの苗木を購入する。栃木県の方で現地調査をして、㎡あたりの本数の指示を頂いた上で、決めております。

○議長 長澤委員

○長澤委員 サカキは急激に伸びないので、その周り、現地は荒れないように、管理の方はよろしくお願いいたします。

○申請人 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。議案第1号第5項及び議案第2号第4項について、許可及び許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第5項及び議案第2号第4項は許可及び許可相当と決しました。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてござ

います。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○議長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項は、■■■■■■が、隣接地の山林を整備する資材置場への進入路用地として、■■の畑306㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、周辺に資材置場等がある小規模な農地で、第2種農地と思われま

す。計画としましては、隣接の資材置場に接道する、既存の道路幅が、4mと狭く、大型車両などが進入できない為、畑部分を5m拡幅、9mとするもので、出入口のみコンクリート舗装をし、残りの部分は碎石敷とするものでございます。

続いて第2項は、宮内紀代子が、自家用車の駐車場用地として、寺崎の畑60㎡を転用しようとするものでございます。

申請地は、住宅地に囲まれた小規模な農地で、第2種農地と思われま

す。計画としましては、自家用の普通車、2台分の駐車場として、敷地内は碎石敷、周囲はブロック2段積とするものでございます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号については申請人を呼んであります。それでは、第1項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

また、発言をする際は、議長の許可を得てからお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 私申請人、■■■■■■の代理人の行政書士の■■と申します。よろし

くお願いいたします。事務員の■■■と申します。よろしく申し上げます。

この度の申請につきましては、■■■■■■■が、今回該当する不動産の隣接地、道路にあたる部分を既に所有しております、その奥に当たる不動産、こちらも駐車場として整備する予定ですが、既に所有しております。

所有している道路部分では、幅が狭いので、今回該当する土地を使用すると、道が広がりますので、申請させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。進入路として今お持ちの場所、山林ですよ、山林の方の許可は取られているのですか。

○議長 申請人

○申請人 千葉県の方に照会をして、地域対象民有林ではないので、手続きの必要はないとの回答を得ております。

○議長 長澤委員

○長澤委員 面積要件等どうなのかなと思ひまして、質問させていただいたのですが、必要がないという事であれば。

○議長 他にご質問はありますか。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田でございます。農業委員会とは道路以外は、関係は無いのですが、駐車場は、どの位の面積なのでしょう。

○議長 申請人

○申請人 4,819㎡です。

○議長 石田委員

○石田委員 その先に■■■■■さん、車両の搬入が多いと思います。また、工業団地の隣接地なので、車両の出入りが多いと思いますので、安全に勤めて下さい。お願いでございます。以上でございます。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手多数であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして第2項については申請人を呼んであります。

それでは、第2項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

また、発言をする際は、議長の許可を得てからをお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 佐倉市■■の■■■■■と申します。よろしくをお願いいたします。

■■■の■■と申します。よろしくをお願いいたします。

■■さんのお住まいの、自家用の駐車場として、地目、田を、転用目的で売買し、自家用駐車場、2台、周りをブロック積、敷地は砕石敷とし、1台は、カーポートを整備します。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。自宅からちょっと距離がありますが、管理上問題はないのでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 約80メートルありますが、目視できる距離なので、問題は無いと思います。近隣は住宅がありますので、安全上問題はないものと思われま

○議長 長澤委員 よろしいでしょうか。

○長澤委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———— (発言者なし) ————

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———— (申請人退席) ————

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。
第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— (賛成者挙手) ————

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和元年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第3号申請番号12番、13番及び議案第4号の農用地利用配分計画(案)に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———— (事務局長説明) ————

◎議案第3号、第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の7ページをお願いいたします。

議案第3号 令和元年度第9次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあ

り、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出がありましたので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定7件、12筆、9,193㎡、賃貸借権の設定、6件、13筆、地積16,012㎡でございます。

詳細でございますが、議案の8ページ～10ページをお願いいたします。

申請番号1番については農業経営安定のため、2番～11番については農業経営規模拡大のため、12番及び13番は農地中間管理事業を活用するため、期間は、1年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

続きまして、議案の11ページ～13ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、市原市の1農業者が、内田の畑4筆、合計4,388㎡の農地を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま

す。

○議長 ただいま、議案第3号及び議案第4号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入場させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。

自己紹介をお願いいたします。

○農政課 青山 農政課の青山です。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席して下さい。

———（農政課退席）———

○議長 農政課の職員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

先に、議案第3号、申請番号1番～11番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第3号申請番号12番～13番及び議案第4号について原案のとおり決定及び承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の14ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

倉庫用地としようとするもの1件、3筆、専用住宅用地としようとするもの2件、2筆、駐輪・駐車場用地としようとするもの1件、1筆でございます。

続いて、15ページ～16ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

公衆用道路として地目変更申請のあったもの、2件、5筆、宅地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、山林として地目変更申請のあったもの、2件、4筆でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、1件、4筆でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

農地法施行規則第15条第2号に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

これは佐倉市の排水路改修工事に伴う仮設道路用地、1件、1筆でございます。報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第9回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===